

社会的養育関係者による人材確保・育成に関する懇談会 開催要綱

(趣旨・目的)

第1 社会的養育の分野においては、児童虐待の相談件数が増加する中でその対応の専門性強化をはじめ、平成28年の児童福祉法等の改正を踏まえ、児童の権利擁護の徹底、家庭養育優先の原則を踏まえた児童及びその保護者への支援の強化、虐待の被害を受けた児童等へのケアの充実ほか、多岐にわたる課題への対応が求められている。

これらの課題への対応のためには、乳児院・児童養護施設等、市町村担当部署、児童相談所における専門的な人材の確保及びその育成が必要であり、専門職の養成を担う大学等の教育機関を含め関係機関等が連携・協力してこの確保・育成を図ることを目的として、「社会的養育関係者による人材確保・育成に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する法律又は条例により設置された付属機関ではない。

(会議事項)

第2 懇談会は第1の目的のため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 乳児院・児童養護施設等、市町村担当部署、児童相談所における専門的人材確保
- (2) 乳児院・児童養護施設等、市町村担当部署、児童相談所の職員の育成(研修等)
- (3) その他、第1の趣旨・目的に資すること

(構成員等)

第3 懇談会の構成員は、別表の関係機関等の関係者とし、座長の依頼による。

- 2 座長は県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室長が務める。
- 3 座長は必要に応じ、学識経験者等に懇談会への出席を依頼し、意見を聴くことができる。

(開催期間)

第4 会議は令和7年3月31日までの間、開催するものとする。

(事務局)

第5 県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室に置く。

(附則)

この開催要綱は令和4年3月11日から施行する。

(別表)

関係機関等（構成員数）	備考
県民文化部こども若者局 こども・家庭課児童相談・養育支援室（1）	
中央児童相談所（1）	
松本児童相談所（1）	
市町村児童家庭相談担当部署（3）	市町村から各1名
児童福祉施設連盟（3）	乳児院・児童養護施設等 から計3名
関係大学・保育士養成校（2）	